

～助けあい支えあいで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～



社会福祉法人
近江八幡市社会福祉協議会

No.11

〈本 所〉 近江八幡市土田町1313

TEL : 0748-32-1781

FAX : 0748-36-6910

〈支 所〉 近江八幡市安土町上出908-1

TEL : 0748-46-2571

FAX : 0748-46-5550

社協

おうみはちまん

この広報誌は一部共同募金の助成金でつくられています



(2011年12月10日 講習会模様 近江八幡消防署員の指導)

AED操作技能の習得をめざして 八幡学区社会福祉協議会

少し前までAED（自動体外式除細動器）は病

院・役所・学校等公的機関に設置されていましたが、最近では駅・空港はもとよりスーパー・運動公園など人が多く集まる場所には必ず設置されるようになりました。これに伴って、AEDを使用できたおかげで命を落とさずにすむ事例が増えているとのことです。

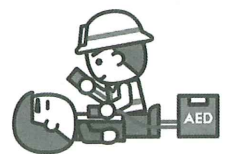
AEDは突然の心肺停止に“一般市民ができる、最も有効な治療法”と言われていています。

AEDの設置が増えれば、それを操作できる人が必要となってくるのは当然で、八幡学区社会福祉協議会では操作できる人が一人でも多くなるよう願って、初めてAED講習会を開催しました。

当初の計画では40名程度の参加を見込んでいましたが、50名近い申込みがありその反響に驚いているところです。

近江八幡消防署員の指導のもと、数班に分かれペアを組みお互いに救命する人・される人となり、人口呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法とAEDを使用した心肺蘇生法など3時間に及ぶ講習を受けました。最後まで皆さん熱心に取り組まれました。

講習修了者には「普通救命講習終了証」が交付されました。



講座のご案内

「目が見えない」ことをあらためて知ってみませんか？

1月から近江八幡市社会福祉協議会では、社会福祉協議会と共に「視覚障がい」について、地域に伝える活動して下さるふくし伝え隊の養成講座を開催しています。その講座の中で視覚障がいの方からの話を予定しています。

視覚障がいの方への日頃からできるちょボラ(ちょっとしたボランティア)はどんなこと?…そのような疑問をこの講座に参加してスッキリさせ、また、視覚障がいのことを知って地域の中での支えあいを強めていきませんか？

講座開催日時：平成24年2月18日(土) 10:00～11:30

講師：近江八幡市視覚障害者福祉協会
会長 原田 勇さん

参加人数：60名(定員になり次第締め切らせていただきます)

参加対象：近江八幡市在住または市内に通勤通学の方

場所：ひまわり館1階ホール

参加料：無料

申込期間：平成24年2月13日(月)まで

申込・お問い合わせ先：近江八幡市社会福祉協議会(地域福祉課)

TEL：31-2677 FAX：36-6910

メール：katsudoushien@zc.ztv.ne.jp



歳末たすけあい募金を協力ありがとうございました。

【戸別募金】 …………… 4,311,873円

【法人募金】 …………… 43,500円

【特別募金】 …………… 411,207円

次の方々からいただきました。(敬称略)

八幡福音協会……………	10,000円
蒲生下組仏教婦人会連盟……………	20,000円
八幡仏教会……………	90,300円
滋賀中央信用金庫……………	45,000円
近江八幡市仏教会・仏教婦人会……………	50,000円
北里 一心会……………	10,000円
北里 文化福祉フェスティバル……………	78,000円
TCM労働組合滋賀工場支部……………	49,625円
近江兄弟社クリスマス会……………	48,282円

近江八幡市共同募金委員会

「市社協役員並びに民児協会長 合同視察研修」のご報告

先進的な取り組みを行なっている社協に学び、その良さを取り入れ、今後の充実に努めることを目的に「宝塚市社協」へ12月6日に役職員合計26名が視察研修を行いました。

宝塚市のまちづくり協議会における社協の位置づけや、地域の高齢者サロン活動について学びました。

当協議会として、当市のまちづくり協議会における社協の位置づけ等について、市まちづくり支援課との協議に努めてまいります。



完全予約制
無料

心配ごと相談(安土支所)「司法書士相談」のご案内

暮らしの中で困ったこと、借りたお金の返済に困っている、離婚について、相続について等、一般の相談窓口では解決が難しい問題について、司法書士が相談に応じ、問題解決に向けてのアドバイスをいたします。

司法書士相談は次の日程で行います。必ず事前予約をしていただき、お1人の相談時間は30分とさせていただきます。

期日時間 平成24年 3月 5日 (月) 13:00～16:00

予約受付 平成24年 2月10日 (金)～2月27日 (月) 土日除く 8:30～17:15

会 場 近江八幡市社会福祉協議会安土支所 2階相談室

◇予約は先着6名まで。相談料は無料です。

◇今後の方向性についてのアドバイスをする相談ですので、一つの問題に対し、継続利用することができません。また、同一事案で利害関係が発生する双方から相談依頼があった場合は、どちらか一方の相談(先に相談を受けた方のみ)しか受けられませんので、ご了解ください。

予約・お問合せ先 近江八幡市社会福祉協議会安土支所 (地域福祉課)
TEL 46-2571

退職前後の男性を対象に、地域活動相談を行っています。

「退職後何をしたいか不安」、「地域の活動に参加してみたいが、どうしたらいいかわからない」という方に、市社会福祉協議会では、「地域コーディネーター」による地域活動相談を開催しています。コーディネーターは、退職後すでにグループ活動や地域活動にて活躍している方々で、自らの経験から皆さんの気持ちを応援します。ぜひお気軽にお越しください!

相談日 毎週、月曜日13:00～15:00
ひまわり館2階ボランティア室にて
※相談は無料・申し込み不要です!
※月曜が祝日の場合でも相談日を設けています。
※第5月曜はお休みさせていただきます。



善意ありがとうございました

(平成23年11月～12月分)

地域福祉等のため、次のとおりご寄付をいただきました。助け合いや地域福祉活動等の支援に大切に活用させていただきます。みなさまのご厚意に心からお礼申し上げます。(敬称略・順不同)

【寄付金】	
日本カーボン労働組合滋賀支部	216,210円
匿名	10,000円
桐原学区子ども体験活動	27,700円
長谷川博通	5,000円
長谷川則子	2,000円

【寄付物品】	
滋賀県中部地区郵便局長婦人会あかね会	タオル・洗剤他
さざなみ会	タオル・バスタオル他



桐原学区子ども体験活動様



日本カーボン労働組合滋賀支部様

地域福祉活動計画 完成間近!

平成22年度から行政の地域福祉計画とともに進めてきた地域福祉活動計画の策定が大詰めを迎えています。

各学区(地区)ごとに開催した地域懇談会で地域住民の皆様よりいただいたご意見や、各種調査をもとに、近江八幡市で誰もが安心して暮らしていくために取り組むべき地域福祉の課題を整理し、市社会福祉協議会が市内の福祉関係機関や団体、地域住民の皆さんと一緒に取り組んでいく福祉の取り組みの方向性をまとめていきます。

「お互いさまの心でつながる 参加と支えあいのまち近江八幡」を目指して、一緒に考え、取り組んでいきましょう。



● ふ れ あ い 総 合 相 談 ●

○心配ごと相談 (民生委員児童委員による相談)

《総合福祉センターひまわり館》13:00~16:00

2月 6日(月) 10日(金) 15日(水) 20日(月) 24日(金)

3月 5日(月) 9日(金) 15日(木) 21日(水) 26日(月)

《安土支所》

2月 29日(水)

○司法書士相談 《安土支所》

3月 5日(月) 13:00~16:00

*電話による予約が必要です。
(予約専用電話 46-2571)

○更生保護相談 (保護司による相談)

《総合福祉センターひまわり館》13:00~16:00

2月 28日(火) 3月 27日(火)

○退職男性のための地域活動相談

《総合福祉センターひまわり館 2階ボランティア室》

*毎週月曜日 13:00~15:00 (第5月曜日は休み)
*祝日も開催

○法律相談 (弁護士による相談)

《総合福祉センターひまわり館》13:00~16:00

*電話による予約が必要です。
(予約専用電話 32-6111)
9:00より受付(先着6名)

2月 予約日 9日(木) 相談日 16日(木)

3月 予約日 8日(木) 相談日 15日(木)

相談は一人概ね30分まで

○知的障がい者生活相談

(知的障がい者生活相談員による相談)

○ピアカウンセリング

(同じ障がいがある人による相談)

《総合福祉センターひまわり館》

*知的障がい者生活相談・ピアカウンセリングにつきましては、平成22年4月より随時電話にて、受付をさせていただき、それぞれの障がい分野の相談員と調整のうえ、相談日を決めさせていただくことになりました。おおいにご活用ください。

受付時間 月~金曜日(8:30~17:15)

受付電話 31-2677

受付FAX 36-6910



平成24年度 ボランティア活動保険の更新・新規加入について

ボランティア活動中での事故によるケガや、賠償責任の補償です。安心してボランティア活動に参加するためにもぜひ加入されることをおすすめします。

(*現在加入されている方も、補償期間は平成24年3月31日までですので、新たに加入手続きが必要です。)

☆加入申請者(加入できる方)・・・社会福祉協議会及びその構成員・会員ならびに市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体

☆補償期間・・・平成24年4月1日~平成25年3月31日まで

(*中途加入の場合は、加入手続きの翌日から平成25年3月31日まで)

☆補償対象となる事故・・・①傷害事故(ボランティア自身のケガ)

②賠償事故(他人にケガをさせた、他人の物を壊したなど)

③天災に起因する被保険者自身のケガ(天災Aプラン・天災Bプランのみ)

☆掛 金 A プ ラ ン : 280円(年間) ・ B プ ラ ン : 420円(年間)

天災Aプラン: 490円(年間) ・ 天災Bプラン: 720円(年間)

注 意 複数のグループに所属しボランティア活動をされている方は、いずれかのグループで加入すれば、他のグループでの活動も補償対象となります。

平成24年度ボランティア保険受付開始時期:平成24年3月21日(水)から、近江八幡市社会福祉協議会にて受付開始いたします。

お願い:ボランティア保険の更新時期となる3月・4月はとても窓口が混み合います。そのため、ボランティア保険の掛金をご持参される際にはお釣りのないよう、皆様のご協力のほどお願いいたします。

【ボランティア保険に関する問い合わせ・申込み】 近江八幡市社会福祉協議会 (31-2677)

安土支所 (46-2571)



この印刷物は、有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。また、大豆油インキを包含した植物油インキと環境に配慮した再生紙を使用しています。